

## 中期計画について

### 1 中期計画とは

中期目標を達成するための具体的計画で，法人が作成し，設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで認可する。病院事業を行う法人が該当する公営企業型法人では，認可に際し，議会の議決が必要。

(地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項及び第3項，第83条第3項)

### 2 記載すべき事項

#### (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）規定事項

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 重要な財産を譲渡し，又は担保に供しようとするときは，その計画
- ⑥ 剰余金の使途
- ⑦ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- ⑧ 料金に関する事項（公営企業型のみ）

(法第26条第2項・第83条第2項)

#### (2) 上記2⑦については，京都市の規則（地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則）にて，次の事項を定めている。

- ① 施設及び設備に関する計画
- ② 人事に関する計画
- ③ 中期目標の期間を超える債務負担
- ④ 法人の設立後最初の中期計画以外の中期計画にあつては，法第40条第4項の規定による承認を受けることができた場合に当該中期計画の期間における業務の財源に充てる積立金の処分に関する計画

(地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条)